

高知市農業施策等に関する

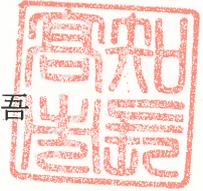
意見回答書

令和6年4月18日

高 知 市

高知市農業委員会
会長 大野 哲 様

高知市長 桑 名 龍 吾



令和6年度における高知市農業施策等に関する意見書（回答）

令和5年10月16日付け意見書におきましては、地域計画の策定支援や基盤整備の推進、有害鳥獣被害の撲滅など、本市の農業発展に向けた貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

また、農業委員の皆様方におかれましては、農業者の良き相談役として、また農業現場の切実な課題について、行政に声を届けていただく地域農業者の代表として、日頃からご尽力いただいておりますことに重ねてお礼申し上げます。

ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う行動制限の緩和により、社会・経済活動は大幅に活発化している一方で、肥料や燃油など生産資材価格は過去最高水準まで高騰、高止まりしていることから、農業者の皆様におかれましては、依然として非常に厳しい経営環境にあるものと認識しております。

こうした中、本市におきましては、昨年度には農業用資材や飼料の購入費用に対する緊急的な支援を行いましたが、不安定な世界情勢が続いている状況において、「食料安全保障の強化」は益々重要性を増しております。

国の「みどりの食料システム戦略」に示すとおり、資材・エネルギー調達の国産化や、環境負荷低減の推進など、持続可能な生産体制の構築は喫緊の課題となっており、引き続き、耕畜連携やスマート農業の推進などに積極的に取り組んでまいります。

本年度は、本市の農業振興の指針である「第14次高知市農業基本計画」の2か年目に当たりますことから、今回いただいたご意見に加え、計画初年度に実施した取組実績や、県の展開する施策の方向性なども踏まえながら、本計画の目標である「自然・人・まちの共生社会を支える持続可能な農業」の実現を目指し、地域資源を最大限に活用した、本市ならではの施策を進めてまいりますと考えております。

農業委員の皆様方におかれましては、今後とも本市農業の振興にご協力・ご指導賜りますようお願い申し上げます。

以下、意見書の各事項につきまして回答いたします。

1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望

(1) 地域計画の策定に向けた支援

農業経営基盤強化促進法の一部改正により法定化された地域計画について、各地域の現状や課題に配慮して、農地の集積・集約化を目的とするだけでなく、多様な担い手の育成・確保など、その地域の特色を活かした農業の維持・発展を目指した計画策定とその実行に向けて、地域で取り組む農業者を支援すること

(回答)

本市における地域計画の策定状況としましては、モデル地区である介良沖ノ丸地区及び春野西畑地区で令和6年1月に1回目の協議を開催したほか、2月には布師田地区や大津地区、春野諸木・内ノ谷地区などにおいて順次開催しています。協議の場におきましては、高知農業改良普及所やJA、高知県農業公社など関係機関にも参加いただき、地域の農業者と、地域課題解決のための将来ビジョン（目指す農地の姿など）を定め、実現に向けての課題や解決・対策方法などについてワークショップの方式により、農業者の皆様の意見を伺いながら話し合いを進めています。

現在、管内の40地区において令和7年3月末までの地域計画策定を目指して、協議を開催しており、関係機関・団体とともに支援を行ってまいります。

1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望

(2) 行政主導による基盤整備の推進

本市の農地の現状は、中山間地域、平坦部などそれぞれの地域で異なるものの、管理しやすい農地でなければ次世代に引き継ぐことは困難になっている。そのため各地域において基盤整備が重要であるが、耕作放棄地や所有者不明農地の増加等により、農業者だけでは地域の意向をまとめることが難しいため、行政が主導的な役割を担うことで、将来に向けた産地の維持・発展につながる基盤整備推進を支援すること。

(回答)

本市では、北は中山間部から南は沿岸部までの広い範囲で、それぞれの地域資源や特性を活かした様々な農業が営まれています。一方で、高齢化等による担い手の減少や、資材の高騰、また鳥獣被害等による耕作放棄地の増加など、多くの問題が発生しています。

そのような中、令和5年度に耕地課内に「農地基盤整備推進室」を設置し、地域計画の協議の場や各地区の土木委員会、集落営農組織等の話し合いの場に参加し、地域の課題を解消するための基盤整備事業の導入に向けた啓発を行っています。

令和6年度には、介良沖ノ丸地区で農地耕作条件改善事業を実施し、コンクリート畦畔の除去による水田区画の拡大を図るとともに、大津鹿兒地区では県営農地中間管理機構関連農地整備事業の令和8年度採択に向けた基本計画の策定に着手します。

農地の基盤整備には、地域の合意形成が最も重要であり、その意向調査を行うに当たりまして、「土地持ち非農家」の増加に加え、現在の所有者が県外にいる場合や、未相続の農地となっているなど、所有者を特定できず、事業導入に向けての意向把握が困難なケースもございます。

本市農業の持続的な発展を支える農業生産基盤整備の推進・強化を図るため、「農地基盤整備推進室」を中心に県や農業委員会、JAなどの関係機関とも連携しながら、地域の合意形成に至るまで精一杯取り組んでまいりたいと考えております。

1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望

(3) 有害鳥獣被害の撲滅に向けた対策強化

有害鳥獣対策の基本である「守る」「追い払う」「捕獲する」の3つの取組のなかでも、個体数を減らすための「捕獲する」取組は重要であり、現行の狩猟者に対する捕獲報償金や狩猟免許取得への支援と併せて、全国の取組事例を参考に、有害鳥獣被害の撲滅に向けた対策の一層の強化に取り組むこと。

(回答)

本市では、有害鳥獣被害防止の指針として、計画期間を3か年とする「高知市鳥獣被害防止計画」を平成21年度に策定し、現在は令和6年3月に策定した第6次計画に基づき、「守る」「追い払う」「捕獲する」の3つの取組を基本として、対象鳥獣の捕獲や被害防止柵の設置などの被害防止施策に積極的に取り組んでおります。

このうち「捕獲する」取組として、令和5年度においては、特に多くの農業被害をもたらすイノシシの捕獲報償金単価について、森林環境譲与税を充てることにより、7,000円から10,000円への引き上げを行ったほか、農業者や捕獲者の皆様から報償金対象鳥獣に加えるよう強い要望がございましたノウサギについて、令和6年度から報償金の対象とし、捕獲の強化による被害の軽減に取り組んでおります。

また、捕獲者の確保対策として狩猟免許取得に対する支援を行うとともに、捕獲者へのくくりわなの配布、農業者に対する鳥獣被害防止柵の設置支援などの取組を実施しており、鳥獣被害対策の予算額は、令和4年度の2,564万円から、令和6年度は3,866万円へと大幅に増額しております。

加えて、JAの鳥獣対策専門員とも連携し、被害を受けた周辺環境の確認や、発生要因等の検証など農業者への防除意識の向上と被害対策についての助言などに取り組んでおります。

また併せて、鏡地域において狩猟やジビエ等に取り組む地域おこし協力隊員1名を任用し、地域の方々と共に地域の活性化を目指す取組も実施しているところです。

こうした取組を、各機関の連携のもと粘り強く実施するとともに、今後は全国の優良事例なども参考に被害対策の強化に取り組んでまいります。

1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望

(4) 耕作放棄地の発生防止・解消に向けた取組推進

農業者の高齢化，土地持ち非農家の増加などにより，耕作者不在で管理のできていない農地は，雑草が繁茂し，有害鳥獣の棲み処になり，周辺農地に悪影響を及ぼすが，農業委員会による所有者への指導だけでは改善が困難な場合も見られる。地域の農業者と連携して草刈り等の保全管理を行うなど，農地の再生と有効活用を図る仕組みづくりを検討し，耕作放棄地の発生防止・解消に取り組むこと。

(回答)

耕作放棄地の発生を未然に防ぐためには，早期発見と是正指導が極めて重要であり，地域の実情を把握されている農業委員や農地利用最適化推進委員の皆様による農地所有者の管理意識向上に関する啓発・指導が最も効果的であると考えています。

一方で，農業者の高齢化や後継者不足による農業就業人口の減少により，近年は作業条件の悪い中山間地域のみならず，平坦部におきましても耕作放棄地が増加しております。

J A高知県青壮年部春野本部では，高齢化による離農や担い手不足により耕作放棄地や不作付地が増加したことから，組合員の要望を受けて，有害鳥獣や病害虫の温床となる耕作放棄地の解消作業に取り組み，再生農地の利用の呼びかけなどの活動を行っております。

また，本市で実施しております，耕作放棄地の再生及び予防を目的とした「高知市有望品目生産支援補助事業」では，補助対象品目であるイタドリについて，これまで中山間地域での栽培にかかる種苗購入費及びほ場整備費への支援を行ってきましたが，更なる普及促進や生産拡大を図るため，令和6年度からは補助対象地域を拡大し，平坦部の農地につきましても，補助対象とする予定です。

耕作放棄地対策につきましては，地域における課題でもありますことから，現在話し合いを進めております，地域計画の協議におきましても，農業者の皆様と，農業委員会やJ A等の関係機関とともに，地域ごとの現状を踏まえながら，検討してまいります。

1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望

(5) 就農希望者が参入しやすい仕組みづくり

農業を取り巻く環境が厳しい中で、新たに農業に取り組む人材を確保するためには、思い切った支援制度を検討する必要があるが、国・県が行っている既存の支援制度についても、親元就農やIターンなど就農形態に応じた情報提供を行うなど、本市においても多様な就農希望者を取り込み、幅広く支援する仕組みづくりに取り組むこと。

(回答)

就農希望者への定着支援につきましては、就農前の研修や就農後の経営確立のための様々な支援制度が国・県によって創設されており、本市も独自の支援や、事業によっては上乘せ支援を行っております。

春野地区では、令和4年度に、JA、県、農業委員会、市で構成する「新規就農者育成協議会」を立ち上げ、中古ハウスのマッチング支援や保全管理等を行っており、現在2棟のハウスを管理しております。また、利用の見込みがない公営住宅の用途を廃止し、新規就農者に限定した住宅の整備（2世帯分）を行いました。現在は新規就農者2世帯が利用しております。

また、新規就農者の確保・支援におきましては、就農農地の斡旋や各種補助制度の活用について、就農後におきましては安定的な経営を目的とした栽培技術の指導などについて、JA、県、農業委員会、市等で構成する「高知市担い手育成総合支援協議会」に加え、指導農業士等にも参画いただき組織する支援チームにより、新規就農者個々の実情に応じたサポートを行っております。

さらに、東京・大阪で開催される「新・農業人フェア」や、高知県農業会議が主催する「高知で就農相談会」などのイベントに出展して、本市の農業をアピールするなど、新規就農者の確保に向けた取組を行っております。

今後も、地域が望む農業者や本市で農業を始めたい方からの相談を受け、支援策が必要となる場合は施策の検討を行うとともに、現在行っている支援制度につきましても、農業委員会、JAの広報誌等を活用するなど、周知を図ってまいります。

2 高知市の農業発展に関する要望

(1) 安定的な農業経営のための農業所得の確保

農業用資材の価格や人件費等の生産コストが高騰しているにも関わらず、農産物の販売価格には反映できないため、生産コストが農業経営を圧迫していることから、農業経営安定のために、価格高騰対策を今後も継続して実施すること。

また、このような状況を踏まえ、農産物の適正な価格形成の必要性について、消費者である市民の理解が得られるよう取り組むとともに、高知市産農産物の販路拡大に向けて、県外市場への積極的なPR活動など、農業所得の確保につながる取組を行うこと。

(回答)

本市では、これまで、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、農業者の経営安定等を図ることを目的として、肥料及び資材費等に対する価格高騰対策を実施してまいりました。

一方で、資材費等の高騰分は農産物価格に転嫁されておらず、適正な価格形成のためには、付加価値の高い農産物や加工食品を適正価格で消費者に供給する必要がございます。そのためには農業生産段階だけでなく、加工食品メーカー、卸、小売の全てで必要なコストを転嫁し、消費者の理解を求め、一連の食料システムを実現することが重要です。現在、国におきまして、食品・農産品の価格転嫁を目的とした「適正な価格形成に関する協議会」が令和5年8月から開催されており、肥料や燃料などの原材料価格の高騰と急速な円安の進行によるコストの上昇を価格に反映することで、食品や農産品を持続的に供給できる仕組みづくりを目指しているため、今後も動向を注視してまいります。

また、令和5年2月には、JA高知市・高知県の両組合長と両JAの園芸部長とともに関西及び北陸市場へのトップセールスを行いました。今後も要請に応じて、引き続き積極的に参加し、高知市産農産物のPRを行ってまいります。

2 高知市の農業発展に関する要望

(2) 女性農業者が活躍できる環境づくり

家族経営が主体の本市農業において、その一員である女性農業者の果たす役割は大きくなりつつある一方で、農業経営は男性が担うものという意識が未だに根強い
ため、女性が農業経営に参画し、地域で活動できるよう周囲の理解を促すなど、女性農業者の活躍を後押しする環境づくりに取り組むこと。

(回答)

本市では、これまで、加工品作りや販売を行う女性農業者組織に対して、イタドリ貯蔵用冷蔵庫や味噌用の予冷库の整備に関する支援、またイオンモールでの即売会への出店や首都圏での販売促進活動支援のほか、令和4年度には、JA高知市女性部鏡支部の活動拠点である農産加工施設の拡張に対する支援などを行ってまいりました。

「第14次高知市農業基本計画」におきましても、多様な担い手の確保・育成のための実施施策として、女性農業者の農業経営への積極的な参画に向けた家族経営協定の締結を推進しております。締結にあたっては、農業経営に携わる家族全員で、働きやすい就業環境や役割分担等を話し合い、家族経営協定として取り決めることとなっており、経営改善計画の作成や補助事業の活用の際に、締結に係る支援を行っております。

また、県において現在策定中であります「第5期高知県産業振興計画」（令和6年度から令和9年度まで）の素案には、「女性への就農支援の強化」のため、仕事と家事、子育て等を両立できる労働体制の整備や意識改革の推進と言った新たな取組が明記されており、今後も引き続き、県、JAなどの関係機関と連携し、女性の活躍を後押しする環境作りに取組んでまいります。

2 高知市の農業発展に関する要望

(3) 市街化区域内農地の有効活用に向けた生産緑地制度の周知

生産緑地指定を受けた農地における都市農地貸借円滑化法による貸借や市民農園としての活用など新たな仕組みを含めて、生産緑地制度の周知を図り、市街化区域内農地の有効活用を促進すること。

(回答)

令和元年度から導入しました生産緑地地区は、これまでの5年間で約9.4haの農地が指定されており、高知市広報紙「あかるいまち」やJ A高知市広報誌「グリーンひろば」の折り込みチラシ、また移動農業委員会等で周知を行ってまいりました。

生産緑地地区を対象とした「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」（都市農地貸借円滑化法）が平成30年9月1日に施行され、都市農地を借りて自ら耕作する方及び市民農園を開設したい方が、安心して貸借できる仕組みができております。

都市農地の借り手がこの法律に基づいて事業計画を作成し、市の認定を受けた農地は、農地法第17条（法定更新※）の規定が適用されることはなく、貸借の期間が満了すると農地は貸付人に返還されるので、農地の所有者は安心して貸付をすることができることとなっております。

また、貸借中に生産緑地の相続が発生した場合も、相続税納税猶予制度の適用を受けることができることとなっております。

本市では、都市農地で耕作したい方が制度を活用できるよう、令和5年度に農林水産課において事務処理要綱を制定しており、今後は、農業委員会や関係機関等と連携し、意欲ある都市農業者等による農地の有効活用を促進してまいります。

※法定更新：賃借権について、期間満了前に更新しない旨の通知をしないときは、従前と同一条件でさらに賃貸借をしたものと見なされ、自動的に更新されること。

2 高知市の農業発展に関する要望

(4) 園芸用ハウス整備に対する支援拡充

園芸用ハウスの整備に係る初期投資軽減等を目的とした「高知県園芸用ハウス整備事業」について、昨今の農業用資材高騰等により、整備等に必要な費用がこれまでより増額していることから、補助対象事業費の上限額見直しを行うよう県に要望すること。

また、本市においても、市町村の負担となる部分については、全額補助を行えるよう予算を確保すること。

(回答)

令和5年10月に開催されました、高知県内11市で構成する「高知県都市農政連絡協議会」におきまして、ハウスの建築にかかる資材費等の高騰により農業者の負担が増大している現状について、各市からも問題提起があり、「高知県園芸用ハウス整備事業」の補助対象限度額の見直しについて、高知県に対して要望を行いました。

県内では、利用可能な中古ハウスを活用することで初期投資費用も抑制できるため、新規就農者からの中古ハウスのニーズが高まっていることを踏まえ、「高知県園芸用ハウス整備事業」のうち、研修区分（中古）及び流動化区分（新規就農者のみ）におきまして、令和6年度から補助率が変更となり、農業者の皆様の負担が減る見込みです。（変更前：県1/4、市1/4以上→変更後：県2/5、市1/3（知事特認1/6）以上）

本市としましては、市負担分につきまして全額補助を行えるよう予算の確保に努めるとともに、補助対象限度額の増額につきまして、引き続き県に要請してまいります。

2 高知市の農業発展に関する要望

(5) 農業用資産に対する償却資産課税を補完する支援

農業用ハウスや農業用機具等に対して、令和4年1月から償却資産課税の申告が開始されたが、農業用資材の価格高騰や農産物の価格低迷など、農業を取り巻く環境は厳しいため、課税により農業経営を圧迫することがないように、支援策を講じること。

(回答)

地方税法におきまして、農業用ハウス等の固定資産税（償却資産）は課税対象となっておりましたが、本市では農業者の皆様への周知が徹底されておらず、これまで申告から課税に至る件数が多くありませんでした。

しかしながら、令和3年度に高知県から適正課税に努めるよう周知があり、本市におきましても、令和4年度から申告の勧奨を強化し、適正課税に努めることとなりました。

農業者の皆様への周知としましては、高知市広報紙「あかるいまち」や農業委員会広報紙「情報みどりのまち」等で行っており、また、農業用ハウス等の所有情報を本市に申告した方のうち、課税対象となる可能性がある方につきましては直接、高知市資産税課から案内をお送りしております。

ご要望にあります、課税に対する直接的な支援策を講じることは、税の主旨から困難であります。一方で、コロナ禍やウクライナ情勢等により上昇した、燃油や資材等に対する支援をこれまでも行っており、今後も、農業者の皆様のご経営の安定化に対する支援等につきまして、国・県の動向を注視し、引き続き検討してまいります。

2 高知市の農業発展に関する要望

(6) 雇用力のある農業法人等の育成支援

本市の農業においては、施設園芸等を中心に、農業法人等が営農活動を行っており、法人として従業員を雇用することで、地域雇用の受け皿にもなっている。今後は、離農していく農業者から農地を引き継ぐなど、地域の中心経営体になり得る農業法人等を支援し、その育成に取り組むこと。

(回答)

本市では、担い手の確保及び育成を図るため、J A，県，農業委員会，市等で構成する「高知市担い手育成総合支援協議会」におきまして、安定した農業経営のための農地の斡旋や、各種補助制度の活用、栽培技術の指導など個々の実情に応じてサポートを行っております。

また、高知県農業会議が開設する「高知県農業経営・就農支援センター」では、関係機関や金融機関等と連携し、法人化や経営改善、労務などについての個別相談や、専門家の派遣など、農業者に対しての様々な支援を実施しており、法人化等につきましてはこれらの専門機関へ、また離農に伴う農地の継承等につきましては農業委員会へ繋ぐ体制を関係機関と連携して確立しており、個々の課題に応じた解決に向けたサポートを行っています。

また、地域計画の協議の場におきましては、一筆ごとの10年後の耕作の見込みなど、地域の農地利用の姿が明らかになりますので、今後、農業法人等の中心的な担い手となる経営体につきましては、地域の皆様の意向も踏まえながら、目標地図への位置付けを行ってまいります。

2 高知市の農業発展に関する要望

(7) 稲作農家が中心となった営農組織への支援拡充

米の価格低迷等により、我が国の主要な作目であるにも関わらず、米を中心とした農業経営は厳しい状況が続いている。離農による耕作放棄地の拡大を防ぐためにも、稲作農家が中心となって営農組織を設立し、必要な大型機械を導入・更新する際の負担軽減を目的とした支援制度を拡充すること。

(回答)

水稻を主とした農業経営を安定化させていくためには、経営の大規模化や集落営農組織による農作業受託、また機械・施設の共同利用及び共同作業を推進していくことも、有効な手段であると考えられます。

本市におきましては、集落営農組織 11 組織のうち、水稻に関連した活動を行っている組織は 6 組織あり、コンバインなどの農業用機械の共同利用や、田植え・稲刈などの共同作業を行っております。

集落営農組織の活動に対しては、地域農業の維持及び活性化を図ることを目的として、国・県におきまして様々な支援制度が創設されており、地域計画の協議の場で集落営農組織設立のメリットなどの説明を行い、地域の実情に即した農業者の組織化を支援するとともに、必要とされる共同利用機械の導入についても支援を検討してまいります。

2 高知市の農業発展に関する要望

(8) 農業用燃油タンクの流出防止対策への支援拡充

燃油流出防止機能付き燃油タンク及び防油堤の整備については、ハウスの減築が必要であったり、設置後は移設が困難であるなど課題があるため、より安価で農業者が導入しやすい転倒防止・流出防止対策への支援拡充を行うこと。

(回答)

流出防止機能付き燃油タンク及び防油堤の整備には、1基あたり総額150万円程度の事業費が発生し、ハウスの減築が必要となった場合は更なる費用負担が発生すること、また燃油・資材の高騰等により、近年は整備を希望する農業者の数は減少しております。

しかしながら、南海トラフ巨大地震における震度5強以上の揺れや、土地の液状化、津波等によりタンクが転倒した際の二次災害リスク及び防災・減災の視点からも、現時点においては防油堤の設置と流出防止機能付き燃油タンクへの転換が最も効果的であると考えております。

高知県におきましては、近年の資材高騰等を踏まえ、「高知県燃料タンク対策事業費補助金」の補助対象限度額を、令和5年度から10万円増額して140万円とすることともに、県・市で連携した流出防止機能付き燃油タンク等の整備を進めることとしております。

令和5年11月には、JA及び高知農業改良普及所と連携し、長浜地区で重油タンクを設置している農業者の皆様に向けた説明会を開催し、防災対策の必要性や補助事業について説明をさせていただきました。

燃油タンクが転倒し、重油が流出することによって火災等の二次災害に繋がることから、今後も、防災対策部や関係機関とともに啓発活動を行ってまいります。

2 高知市の農業発展に関する要望

(9) 春野町仁ノ地区の農地排水対策の推進

春野町仁ノ地区では、現在、農地排水対策が施工中であるが、昨年7月には線状降水帯による豪雨被害を受けるなど、豪雨に伴う浸水被害が発生しているため、早期の完了に向けて、引き続き事業を推進すること。

(回答)

仁ノ地区の農地排水対策については、近年の土地利用の変化にともない、浸水被害が頻発していることから、地区の排水計画の見直しをおこない、排水能力の向上のため、令和2年2月に既存施設である仁ノ排水機場に隣接して仁ノ第二排水機場を整備し、排水路についても令和元年度より継続して工事を進め、令和5年度までには約L=650mの排水路の整備が完了しております。

また、令和5年度には、9月議会において令和6年度予算を前倒しすることにより、早期完了に向けた補正予算を計上し、複数路線の施工を進めるなど、事業期間の短縮に向けて取り組んでおり、令和7年度の事業完了を目指してまいります。

3 国・県への要望

(1) 農産物の適正な価格形成の実現

農業用資材等の価格高騰が長期化する一方で、農産物の販売価格は低迷が続き、生産コストの上昇分は農業者の負担となって農業経営を圧迫していることから、国においては、消費者の理解を得られる適正な価格形成の実現に向けた仕組みづくりを進めること。

(回答)

国の動きとしましては、「適正な価格形成に関する協議会」が令和5年8月29日から開催されており、令和5年度補正予算によって「適正な価格形成に向けたコスト等に関する調査」が今後実施されることとなっております。この調査では、主要品目が消費者に販売されるまでのコスト構造を明らかにし、適正な価格形成の仕組みづくりを目的とするものです。

また、国の令和6年度当初予算には、適正な価格転嫁について消費者等の理解を醸成するための広報活動など、新たな事業が盛り込まれておりますため、今後も国の動向を注視し、必要に応じて県を通じ要請を行ってまいります。

3 国・県への要望

(2) 外来植物に対する検疫強化

近年、我が国では、オオキンケイギク、ナルトサワギク、アレチウリ、ミズヒマワリなどの特定外来植物を始めとする、外来植物の繁殖が問題視されている。将来、生態系への影響を防ぎ、農作物へ被害をもたらさないためにも、外来植物の検疫を強化すること。

(回答)

植物検疫制度が開始された 1914 年以降にも、ナルトサワギクなどの日本への侵入が確認されており、高知県内でも侵略的外来種ワースト 100 に指定されているオオキンケイギクやアレチウリが定着し、駆除活動も行われております。

持ち込まれる原因としましては、海外からの輸入品と一緒に侵入するケースが多く、日本の農産物等を守ることを目的として、港や空港には農林水産省植物防疫所が設置されており、植物防疫法に基づき、貨物、手荷物及び郵便物として輸入される植物について検査が行われております。

生態系のみならず、人や農林水産業まで幅広く悪影響を及ぼすことから、今後も国・県との協議の場において、機会があれば情報提供及び働きかけを行ってまいります。

3 国・県への要望

(3) 春野地域における新川川支川の治水対策

春野地域の新川川（長浜川）の護岸工事は、毎年度、予算の範囲で施工され、早期完成に向けて順次進められているが、新川川へ流れ込む^{したにがわ}四谷川や^{たいようがわ}大用川、^{ながたにがわ}長谷川などの支川についても土砂が堆積している状況が見られるため、定期的に浚渫工事を行うなどにより、豪雨等による農地等への浸水被害を防ぐための対策を講じること。

(回答)

新川川の支川であります、四谷川および大用川につきまして、管理者である高知県にお聞きしたところ、「大用川について、令和4年度に引き続き、令和5年度も浚渫工事を実施しました。その他、四谷川を含めた県管理の河川についても、治水上の影響を把握しながら、適切な維持管理に努めます。」との回答をいただいております。

本市としましても、大用川および四谷川を含めた県管理河川につきまして、状況確認や浚渫等について要望してまいります。

また、長谷川につきましては、本市管理の普通河川（法定外公共物（青線）、機能管理 市 耕地課）となっており、現地の状況を確認したところ、土砂の堆積や草木の繁茂がみられたことから、令和5年度には、浚渫、除草・伐採等を一部実施しております。

今後につきましても、治水上の影響を把握しながら、適切な維持管理に努めてまいります。